



許可番号第00140018914号

産業廃棄物処分業許可証

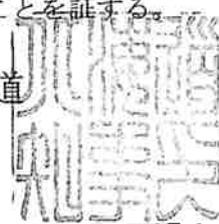
住 所 北海道中川郡豊頃町農野牛24番地
氏 名 中島興業株式会社
代表取締役 中島 正浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和7年(2025年)8月15日

許可の有効年月日 令和12年(2030年)5月2日



1. 事業の範囲

埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、破砕(廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設 別紙1~4に記載のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 破砕施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。
なお、施設の移動によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- (2) 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書(別記様式4)を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況 別紙5に記載のとおり。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

令和7年(2025年)8月14日許可証交付

(十勝総合振興局)





産業廃棄物処分業許可証別紙1

許可番号 第00140018914号
許可業者の名称 中島興業株式会社

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 安定型最終処分場

設置場所 北海道中川郡豊頃町安骨395番1
設置年月日 平成7年(1995年)3月28日
処理能力 面積 17,144㎡ 容積 105,726m³
許可年月日 平成6年(1994年)12月28日
許可番号 衛施第15-29号

(2) 施設の種類 廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設

設置場所 北海道中川郡豊頃町安骨395番1
(展開検査場所横: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
北海道中川郡豊頃町安骨395番1
(廃プラスチック類保管場所横: 廃プラスチック類)
北海道中川郡豊頃町背負327番(木くず)
北海道中川郡池田町様舞233番2、234番2(木くず)
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道一円(工事現場及び工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成11年(1999年)6月24日
処理能力 (廃プラスチック類) 4.24t/日(8時間) 0.53t/時間
(木くず) 320t/日(8時間) 40t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) 20.5t/日(8時間) 2.563t/時間

届出受理年月日 平成13年(2001年)4月27日
受付番号 十環生第71-82号

(3) 施設の種類 木くずの破碎施設

設置場所 北海道中川郡豊頃町背負327番
北海道中川郡池田町様舞233番2、234番2
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道一円(工事現場及び工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成14年(2002年)3月15日
処理能力 320t/日(8時間) 40t/時間
許可年月日 平成14年(2002年)3月7日
許可番号 十環生第78-16号





産業廃棄物処分業許可証別紙2

許可番号 第00140018914号
許可業者の名称 中島興業株式会社

(4) 施設の種類 がれき類の破碎施設

設置場所 北海道中川郡豊頃町安骨395番1
北海道中川郡豊頃町背負325番1
北海道中川郡豊頃町礼作別656番15
北海道中川郡池田町様舞233番2、234番2
設置年月日 平成10年(1998年)1月23日
処理能力 1,360t/日(8時間) 170t/時間
届出受理年月日 平成13年(2001年)4月27日
受付番号 十環生第71-85号

(5) 施設の種類 廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類の破碎施設

設置場所 北海道中川郡豊頃町安骨395番1
(展開検査場所横: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)
北海道中川郡豊頃町安骨395番1
(廃プラスチック類保管場所横: 廃プラスチック類)
北海道中川郡豊頃町背負327番(木くず)
北海道中川郡豊頃町背負325番1(がれき類)
北海道中川郡豊頃町礼作別656番15(がれき類)
北海道中川郡池田町様舞233番2、234番2(木くず、がれき類)
設置年月日 平成11年(1999年)5月1日
処理能力 (廃プラスチック類) 361.5t/日(8時間) 45.2t/時間
(木くず) 328t/日(8時間) 41t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
1,638t/日(8時間) 204.8t/時間
(がれき類) 1,748t/日(8時間) 218.5t/時間
許可年月日 平成18年(2006年)5月26日
許可番号 十環生第714号

(6) 施設の種類 保管場所1

設置場所 北海道中川郡池田町様舞233番1
面積 264.56m²
種類
・木くず(解体材)
保管上限 208.90m³
高さ 1.50m





産業廃棄物処分業許可証別紙3

許可番号 第00140018914号

許可業者の名称 中島興業株式会社

(7) 施設の種類 保管場所2

設置場所 北海道中川郡池田町様舞233番2、234番2

面積 1,177.63 m^2

種類

- ・木くず(抜根、伐木)

保管上限 3,091.33 m^3

高さ 5.00m

(8) 施設の種類 保管場所3

設置場所 北海道中川郡池田町様舞233番2、234番2

面積 691.58 m^2

種類

- ・がれき類(コンクリート)

保管上限 1,189.56 m^3

高さ 4.50m

(9) 施設の種類 保管場所4

設置場所 北海道中川郡池田町様舞233番2、234番2

面積 516.90 m^2

種類

- ・がれき類(アスファルト)

保管上限 689.91 m^3

高さ 3.30m

(10) 施設の種類 保管場所5

設置場所 北海道中川郡豊頃町礼作別656番15

面積 1,022.28 m^2

種類

- ・がれき類(コンクリート)

保管上限 2,434.33 m^3

高さ 5.00m

(11) 施設の種類 保管場所6

設置場所 北海道中川郡豊頃町礼作別656番15

面積 847.20 m^2

種類

- ・がれき類(アスファルト)

保管上限 1,645.00 m^3

高さ 5.00m



産業廃棄物処分業許可証別紙4

許可番号 第00140018914号

許可業者の名称 中島興業株式会社

(12) 施設の種類 保管場所7

設置場所 北海道中川郡豊頃町背負325番1

面積 1,855.00㎡

種類

- ・がれき類 (コンクリート)

保管上限 5,450.00㎡

高さ 5.00m

(13) 施設の種類 保管場所8

設置場所 北海道中川郡豊頃町背負327番

面積 125.55㎡

種類

- ・木くず (解体材)

保管上限 105.23㎡

高さ 2.03m

(14) 施設の種類 保管場所9

設置場所 北海道中川郡豊頃町背負327番

面積 3,017.44㎡

種類

- ・木くず (抜根、伐木)

保管上限 9,095.38㎡

高さ 5.00m

(15) 施設の種類 保管場所10

設置場所 北海道中川郡豊頃町安骨395番1

面積 366.00㎡

種類

- ・廃プラスチック類

保管上限 480.37㎡

高さ 1.50m

産業廃棄物処分業許可証別紙5

許 可 番 号 第00140018914号

許可業者の名称 中島興業株式会社

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年(1995年)11月17日 変更許可(破碎(木くず)の追加。)

平成10年(1998年)1月23日 変更許可(破碎(廃プラスチック類、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の追加。)

平成12年(2000年)5月3日 許可の更新

平成17年(2005年)6月8日 許可の更新

平成22年(2010年)5月26日 許可の更新

平成27年(2015年)5月3日 許可の更新

平成29年(2017年)10月1日 施行令改正(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)

令和2年(2020年)5月13日 許可の更新

令和7年(2025年)8月15日 許可の更新